

横浜市立市民病院 科学研究費等に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和 3年 8月 6日

統括管理責任者決定

横浜市立市民病院では、「横浜市立市民病院における科学研究費等による研究実施規程」第3条2項に基づき、科学研究費等についての適正な運営・管理のために、コンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画(以下「実施計画」という。)を以下の通り策定し、この計画に基づき取り組むものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
1 実施体制	(1)実施計画の策定及び実施状況確認 統括管理責任者、防止計画推進部署 (2)実施責任者 倫理教育責任者(各診療科長)	
2 対象	研究活動及び科学研究費等の運営並びに管理に関わる全ての構成員	
3 目的	自身が取り扱う科学研究費等の使用ルール及びそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること
4 実施内容、方法、頻度	<p>※ 毎年6月までに、統括管理責任者及び防止計画推進部署が、下記5項目のうち2項目を選定し、実施方法を含め周知(対象者は、12月までに年1回以上受講)</p> <p>(1) 公的研究費に係る不正事例について(文部科学省の教育用PDF活用)</p> <p>(2) 日本医療研究開発機構(AMED)が作成した各種教材PDFの活用</p> <p>(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用PDF(管理者向け、研究者向け)の活用</p> <p>(4) 公的研究費の利益相反管理に関するe-learningシステムの受講及び補充教材PDFの活用</p> <p>(5) 横浜市のコンプライアンスについて(PDF)</p>	<p>(1) 不正防止対策の基本方針及び行動規範を掲示板で周知(6月、11月)</p> <p>(2) 掲示板にて、内部監査結果の周知(指摘事項があった場合は、対応策の周知を含む)(2月)</p> <p>(3) 各公的機関等から研究機関向けに不正防止対策及び研究倫理に関わる通知等が発出された場合に掲示板で周知(随時)</p>

- ※ コンプライアンス教育受講後は、各々「誓約書」を記載し、倫理教育責任者(各診療科長)に提出する。
 ※ 倫理教育責任者は、提出された「誓約書」を受講状況の報告とともに統括管理責任者に提出する。
 提出確認をもって受講完了とする。